

2011/02/17

芳谷英二

当、町づくり推進会議は平成22年7月より、数次にわたり会合を重ねて来たが、残念ながら、その成果と言えるものは殆ど無い。このままでは、住民や後任の委員会から、「何をしていたのか?」と、問われても返答に窮する。

そこで、自治基本条例の24条（住民投票）に記載されながら、いまだ、その具体的な条例が制定されていない住民投票に的を絞り、議論を集中し、実際に使える条例制定の草案作りに残りの時間を使うのが良いと考えた。

以下の草稿は、その為の、叩き台にして欲しい。

## 寒川町住民投票条例（案、草稿）

明治維新の新政府により進められた我が国の中央集権の政治行政制度は、近年に至り、様々な矛盾や非効率<sup>と</sup>露呈し、制度疲労の様相を現わしている。このことが昨今の社会の閉塞感の一因ともなっている。

この状態の打破の為にも、（中央集権から地方自治へ）の転換は、各政党の共通認識と成りつつある。

本来、民主主義政体では、可能な限り、主権者である住民の直接の要求が政策に反映する形態が望ましい。（主権在民）

しかしながら、現代の国や大都市に於いては、住民の要求を、政治に直接反映するのは、技術的にも極めて困難なことであり、止むなく、間接的民主主義である代議員制度を採用している。この場合でも、住民はその全権を、議員や首長に、一任しているのでは無い。（例、憲法改定）

一方、中小の自治体である町村の政治形態は、地域面積の小ささ、人口の少なさを考えると、極力、住民の要求や意思が反映できる直接民主主義的形態が理想である。少なくとも、住民の要求が極力反映できる手段を多く持つべきである。

この点、寒川町は、面積的にも、人口規模的にも小さく、直接住民の意思を政治に反映させやすい環境に在る。しかも寒川町は、立地からも、今後、大きく変貌して行くと思われる。例えば、相模縦貫道、新幹線新駅、健康保険センター、市町村合併等々、住民の暮らしに大きく影響する事案は次々に浮上すると思われる。その場合、住民の意思を、直接反映する手段として、住民投票は極めて重要である。

現在、寒川町に於いても、住民自治基本条例に「住民投票を行うことができます」と有るが、それ以上の記載は無い。

住民自治基本条例の充実、周知を諮問された当委員会は、この住民投票条例を、スローガンや謳い文句で終わらせるのではなく、真に住民自治の実現手段として、早急に立案・制定されることを、町長及び議会に要請する。

尚、既に多くの市町村に於いて、住民投票条例が具現化が為されており、その先進事例を参考に、以下の諸点に関し、提言をする。

1、常設型が望ましい。常設型の条例の場合は、条例に定める案件が生じた場合に、一定の仕組みで、住民投票を行うことになるため、迅速に対応できるという利点がある。

2、対象事項；住民投票制度が、住民参加の重要な制度として活用されていくためには、なるべく対象事項を限定しない規定方法が望ましく、対象事項を「町政運営上の重要事項」と広くとらえた上で、住民投票の対象としない事項を列挙しておくのが良い。

但し、総額が町予算の1%を超えることが想定される、新規事業、建設事業、不動産の取得および売却、は事前に住民投票により、町民の賛否を問うものとする。

住民投票の対象としない事項としては、

例えば；① 町の機関の権限に属しない事項

② 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項

③ 専ら特定の町民又は地域に係る事項

④ 町の組織、人事又は財務の事務に関する事項

3、発議権；住民投票は、本町に居住する住民の意思を確認するためのものであり、本町の住民である外国人が、住民投票に参加することは当然と考える。

また、住民投票は、その発議や投票によって、未成年者になんら不利益的な影響を与えることなく、逆に、未成年者の権利を守ることにもつながることから、未成年者を除外する合理的理由はないと考える。

4、住民投票の発議においては、他の先進事例より、有権者の1/10程度が望ましい。下限については、濫用を防ぐ等の観点から、直接請求の場合に必要とされる1/50以上を上回ることが必要である。

また、町長及び議会も発議権は有する。

5、町長は要件を満たす住民投票の請求が為された場合は、住民投票を実施しなければならない。

6、成立要件；住民投票が有効に成立する為には有資格者の1/3以上の投票を必要とする。これを満たさない投票率の場合、住民投票は成立しない。投票率が要件未満なら開票しない。

7、住民投票の結果は、ある時点、条件、の下での住民の判断であり、社会経済情勢等が変化すれば、同一事案であっても異なる結果が導き出される可能性がある。そのため、2年の期間を経過した場合は、再請求・再投票を認める。

以上